

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（保険契約管理業者に適用される規定の読み替え）</p> <p>第十五条 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理業者（同項に規定する保険契約管理業者をいう。第八十九条第一項第十六号ロにおいて同じ。）が認可特定保険業者とみなされる場合における第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（第七号及び第八号を除く。）、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条（第一項第七号、第十一号及び第十五号を除く。）、第七十七条、第十一号及び第十五号を除く。）の規定の適用については、第六十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは「<u>外國保険会社等の場合</u>」と、第七十二条第二項第六号中「責任準備金の額」とあるのは「<u>責任準備金に相当する額</u>」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「<u>準備金に相当する額</u>」と、同項第十四号中「責任準備金」とあるのは「<u>責任準備金に相当する額</u>」と、第七十四条中「移転業者の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「<u>移転対象契約に関する事項</u>」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「<u>特定保険業に係る事業の譲渡</u>」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「<u>特定保険業に係る事業又は</u>」と、」「事</p> <p style="text-align: center;">（保険契約管理業者に適用される規定の読み替え）</p> <p>第十五条 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理業者（同項に規定する保険契約管理業者をいう。第八十九条第一項第十六号ロにおいて同じ。）が認可特定保険業者とみなされる場合における第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十四条まで、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（第七号及び第八号を除く。）、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条（第一項第七号、第十一号及び第十五号を除く。）の規定の適用については、第六十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者の場合」と、「外國保険会社等」とあるのは「<u>外國保険会社等の場合</u>」と、第七十二条第二項第六号中「責任準備金の額」とあるのは「<u>責任準備金に相当する額</u>」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「<u>準備金に相当する額</u>」と、第七十四条中「責任準備金」とあるのは「<u>責任準備金に相当する額</u>」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「<u>特定保険業に係る事業の譲渡</u>」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「<u>特定保険業に係る事業又は</u>」と、「事</p>	

「保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項の規定による官報による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告をしたこと及び」とあるのは「当該官報による公告」と及び「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

(保険契約の移転に係る備置書類)

第六十九条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第六十五条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第六十五条第三項に規定する移転業者（第七十一条の二、第七十二条及び第七十四条において単に「移転業者」という。）及び改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第六十五条第三項に規定する移転先会社（以下この節において単に「移転先会社」という。）の貸借対照表（認可特定保険業者にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対

業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項の規定による官報による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告をしたこと及び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

(保険契約の移転に係る備置書類)

第六十九条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第六十五条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第六十五条第三項に規定する移転業者（第七十二条及び第七十四条において単に「移転業者」という。）及び改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第六十五条第三項に規定する移転先会社（以下この節において単に「移転先会社」という。）の貸借対照表（認可特定保険業者にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対

り作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等にあつては日本における保険業の貸借対照表。第七十二条第二項第四号、第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項第四号において同じ。）

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第七十一条の二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第一百三十八条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、第七十条に規定する事項、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第一百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後ににおける移転対象契約（移転業者を保険者とする保険契約のうち、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第一百十五条第一項の契約により移転先会社に移転するものとされる保険契約をいう。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に関するサービスの内容とする。

（保険契約の移転の認可の申請）
第七十二条（略）

（保険契約の移転の認可の申請）
第七十二条（略）

照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等にあつては日本における保険業の貸借対照表。第七十二条第二項第四号、第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項第四号において同じ。）

（新設）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五 (略)

六 移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五 (略)

六 移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約(移転業者を保険者とする保険契約のうち、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約)により移転先会社に移転するものとされる保険契約をいう。以下この項及び第七十四条において同じ。)及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七～十二 (略)

十三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第七十一条に規定する金額が、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えたことを証する書面

3
一～五 (略)

十三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えたことを証する書面

3
一～六 (略)